

令和7年11月11日(火)
静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会

① 委員会について

「静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会」について

1 設置の目的

多面的機能支払交付金が計画的かつ効果的に実施されるよう指導・助言とともに、実行状況の点検及び効果の評価を行うことを目的として、日本型直接支払推進交付金実施要綱に基づき、県は有識者による委員会を設置する。

日本型直接支払推進交付金交付等要綱 別紙1 第1

3 第三者機関の設置・運営

- (1) 多面交付金の毎年度の実行状況の点検、多面交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。
- (2) 多面交付金の実施期間において、第三者委員会が多面交付対象組織の取組を評価し、必要に応じて、多面交付対象組織に対し、指導・助言を行うよう運営する。

2 委員の委嘱

- (1) 委員の選任 10人以内の委員に、知事が委嘱する。
- (2) 任期 3年（現在：承諾日（令和6年4月）から令和9年3月31日まで）

3 委員会の事務（主な議題）

- (1) 多面的機能支払交付金の毎年度の実行状況の点検
- (2) 対象組織の取組の評価。（必要に応じて）対象組織に対し指導・助言
- (3) その他必要な事項

4 委員会の開催

- ・毎年度1～2回程度の開催

5 開催実績（過去5年）

| 年度 | 時期 | 内容 |
|-----|-----------|---|
| R 6 | 11月19日（火） | 会議：取組状況、広域化事例（湖西用水土地改良区） 現地視察：伊佐見地域農地・水・環境保全管理協定 |
| R 5 | 9月26日（火） | 会議：R 4実績、R 5取組、施策評価（案） |
| | 12月18日 | 意見照会：施策評価（案） |
| R 4 | 12月5日（月） | 現地視察：磐田用水東部土地改良区、いまい保全の会（袋井市） |
| R 3 | 12月24日（金） | 会議：中間評価報告書（案）、意見交換 |
| R 2 | 11月30日（月） | 会議：全国取組、県内取組状況 |
| R 1 | 12月18日（水） | 現地視察：いいな故里は、守ろう原睦会（富士宮市） |

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会 委員名簿
(五十音順 敬称略)

| 分野 | 氏名 | 現職 | 在任 |
|----------------|--------------------|---------------------------------|-----|
| 男女共同参画 | 犬塚 協太 いぬづか きょうた | 静岡県立大学国際関係学部 教授 | 12年 |
| 農業者 | 佐野 敦子 さの あつこ | 有限会社佐野ファーム 専務取締役 | 7年 |
| 農業農村 (農業) | 新田 明彦 にった あきひこ | 公益社団法人静岡県農業振興公社理事長 | 4年 |
| 消費者 | 望月 美可 もちづき みか | 静岡県生活協同組合連合会 常務理事 | 0年 |
| 農業農村 (施設管理) | 山崎 秀昭 やまざき ひであき | 農林水産省関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所 次長 | 1年 |
| 環境 | 山下 雅幸 やました まさゆき | 静岡大学農学部 教授 | 12年 |

委員の任期：3年（委員承諾の日（令和6年4月）から令和9年3月31日まで）

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領

(趣旨)

第1 多面的機能支払交付金の実施に当たっては、計画的かつ効果的に推進されるとともに、明確かつ客観的基準の下に透明性を確保することが重要である。このため、静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の適正な執行に当たるものとする。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 事業実行状況の点検
- (2) 対象組織の取組の評価
- (3) 対象組織に対する指導・助言
- (4) その他多面的機能支払交付金による活動に必要な事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 7 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第4 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員改選後の初回の委員会は、静岡県経済産業部農地局長が招集する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、静岡県経済産業部農地局農地保全課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月24日から施行する。

附 則（平成25年3月6日付け農保第238号）

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年7月3日付け農整第100号）

この改正は、平成27年7月3日から施行する。

附 則（平成28年8月10日付け農整第233号）
この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月10日付け農整第238号）
この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日付け農整第587号）
この改正は、令和3年4月1日から施行する。

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会運営細目

(要領の適用)

第1 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）の議事及び運営に関しては、この細目に定めるところによる。

(委員会の開催)

第2 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領第2の事務の実施に当り、委員長は委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、原則として公開とする。

(委員会の議長)

第3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の者の出席)

第4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に意見及び説明を求めることができる。

(資料の公表)

第5 委員会で用いた資料は、原則的に公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、公表しない。

(議事録)

第6 委員長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議の概要
- (5) その他重要な事項

2 議事録は、原則的に公表するものとするが、発言者名等は公表しないものとする。

(その他)

第7 この細目に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この運営細目は、平成19年10月24日から施行する。

附 則（平成25年3月6日付け農保第238号）

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この運営細目の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成 27 年 7 月 3 日付け農整第 100 号)
この改正は、平成 27 年 7 月 3 日から施行する。